

比治山大学・比治山大学短期大学部学生支援課ボランティア情報の 取扱い等に関するガイドライン

比治山大学・比治山大学短期大学部学生支援課（以下「学生支援課」という。）では、本学学生に対して学外団体から寄せられるボランティア活動への参加募集の依頼等について、以下の内容に基づき取り扱うものとする。

1. 学生に紹介できるボランティア活動

- (1) 公益性・公共性が高い活動
- (2) 営利を目的としない活動
- (3) 学生にとって安全性が高いと判断される活動
- (4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った活動
- (5) 学生ボランティア活動に推進に資する活動
- (6) 有償活動とボランティア活動を明確に区別している活動
- (7) その他、学生支援課が適切と認めた活動

2. 学生に紹介できないボランティア活動

- (1) 法令に違反する活動
- (2) 反社会的活動
- (3) 政治的・宗教的活動を主たる目的とする活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 危険が伴う活動
- (6) 学生にとって過度な精神的・肉体的、経済的負担を伴う活動
- (7) 学生を安価な労働力として参加させる活動
- (8) 本来は有資格者によってなされるべき活動（水泳監視、自動車等の運転、保育、介助・介護等）

ただし、保育等に関しては、有資格者の監視のもと専門的な技術を要さない活動についてはこの限りではない。

- (9) 個人からの依頼による活動
- (10) その他、学生が行う取り組みとして、不適切と判断される活動
- (11) 1に該当しない活動

3. ボランティア募集情報の受付及び紹介情報の選定・案内等

学生へのボランティア募集を申し込む団体は、所定の手続きにより団体登録を行う。

団体は、本学が指定する「学生ボランティア募集に関する依頼書」及び関係の添付書類等を提出する。提出された依頼書等により、団体登録及び紹介情報の選定を行った上で、学生支援課長が承

認する。承認されたボランティア募集情報は学内ポータルシステムで学生に案内する。

記載事項に虚偽、事実との大幅な相違等が判明した場合、募集案内を停止するとともに、その後の募集を受け付けないことがある。

学生が参加した活動については、団体が「ボランティア受け入れ報告書」を作成し、活動日より1週間以内に提出することとする。

4. 活動における申し合わせ事項

- (1) 応募した学生に対して、事前に活動内容や条件等を提示して、合意の上で活動を実施する。活動前に研修などを必要とする場合には、その費用や日程等を事前に明示する。
- (2) ボランティア活動中は、団体のボランティア担当スタッフとともに学生を活動させる。
- (3) 1日8時間（休憩時間含む）、週28時間を超える活動を実施させない。（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠する。）
- (4) 夜10時以降翌日朝6時の深夜早朝活動をさせない。
- (5) 原則宿泊を伴わない。（※島嶼部、山間部など交通アクセスの事情がある場合の活動は相談可）
- (6) 謝礼金を支払わない。（実費相当の交通費、昼食の弁当や菓子等の軽食を除く）
- (7) 学生が活動を中止した場合においても、学生及び本学に対して不利益を発生させない。
- (8) 活動内容に疑義が生じた場合は、双方で誠意を持って対応し信義則に基づいて解決すること。
- (9) 各団体においては、活動内容をカバーした適切なボランティア保険（ボランティア行事用保険等）に加入していることを必須とする。また、活動前には参加学生個人の保険加入の必要性や保険対象の範囲等について適切な説明を行い、学生が必要な保険に加入していない場合には活動に参加させないこと。

5. 免責事項

ボランティア募集に関して発生したトラブル等に対しては、本学では責任を負わない。

6. 個人情報の取扱い

ボランティア募集团体から提供された個人情報は、活動情報の提供の目的のみに使用する。ボランティア募集团体においてもボランティア活動を行う申込学生の個人情報の保護や肖像の使用については、必ず事前に書面にて申込学生本人の同意を得て、取り扱いには十分に配慮すること。また、学生本人の同意なく、ボランティア以後の連絡やその他の活動の勧誘を行わないこと。申込学生本人から個人情報や肖像の使用差し止めを求められた場合は、速やかに応じること。

7. その他

所定の手続きを経て、承認されたボランティア募集情報については学生に紹介するが、学生の応募までを保証するものではない。

附 則（令和6年9月1日制定）

このガイドラインは、令和6年9月1日から施行する。

